

小型無人機(ドローン)の規制に関する周知ポスターの配布

ドローンに関する **2つの規制** を御存知ですか？

ドローンの飛行は、航空法&小型無人機等飛行禁止法で規制されているよ！
飛行に必要な手続きを忘れずに！

※ どちらの規制もかかる場合は、両法の手続きが必要ですよ！

航空法の規制

対象：重量200g以上のもの

★飛行禁止区域

次の場所では、無人航空機の飛行は禁止されています。
飛行させたい場合には、国土交通大臣による許可が必要です。



★飛行の方法

無人航空機を飛行させる際には、次の方法に従って飛行させましょう！
(飛行禁止区域での飛行許可を受けた場合や、飛行禁止区域以外の区域で飛行させる場合であっても、以下の条件を守らなければなりません。)

- ① 飲酒時の飛行禁止
- ② 飛行前確認
- ③ 衝突予防
- ④ 危険な飛行禁止
- ⑤ 日中での飛行
- ⑥ 目視の範囲内
- ⑦ 距離の確保
- ⑧ 催し場所での飛行禁止
- ⑨ 危険物輸送の禁止
- ⑩ 物件投下での禁止

違反時の罰則：①に違反した場合は**1年以下の懲役**又は**30万円以下の罰金**、
①以外に違反した場合は**50万円以下の罰金**に処せられる場合があります。

【無人航空機ヘルプデスク】
受付時間：平日午前9時から午後5時まで
電話：03-4588-6457
E-mail: hqt-jaab.mujin@milit.go.jp

【国土交通省航空局HP】
日本語
English

小型無人機等飛行禁止法の規制

対象：重量200g未満を含む全てのもの

★飛行禁止区域

重要施設及びその周囲おおむね300mの周辺区域の上空(対象施設)※ 国会議事堂、首相官邸、危機管理庁政務局、総務省庁舎、皇居、都庁、政庁事務所
では、ドローン等の飛行が原則禁止されています。
飛行させたい場合、施設管理者等の同意が必要となるほか、都道府県公安委員会等への事前通報が必要です。



～外国人の来日やスポーツ大会等で、一時的に飛行禁止区域が追加されることがあります！飛行前に確認を！～
違反時の措置：警察官等が飛行の中止などを指示します。指示に従わない場合や操縦者が不明な場合などには、飛行の妨害、機器の破壊等を行うこともあります。
違反時の罰則：警察官等の指示に従わなかった場合、**1年以下の懲役**又は**50万円以下の罰金**に処せられる場合があります。
(レッド・ゾーンでの飛行は指示の有無にかかわらず罰則の対象)

【警察庁HP】
日本語
English

【総務省からのお知らせ】
技術への対応していない免許不要の無線機器(免許不要の無人航空機を含む)は、外国の規格に基づいているものであって、国内では使用できません。適法使用になるおそれがあります。詳細は、総務省HPをご覧ください。

警察庁・国土交通省

○ 警察庁と国土交通省は連名で、**小型無人機(ドローン)の規制に関する周知ポスターを作成し、全国警察に配布されました。**

○ ドローンは汎用性が高く、高所からの空撮や過疎地への物資搬送等、様々な用途で活用が期待されていますが、その反面、故意・過失を問わず、使用方法によっては航空機の運航に大きな支障を及ぼしたり、落下すれば通行人等を負傷させることがあります。

その他、海外ではドローンを使用した犯罪や迷惑行為も発生しています。

○ ドローンの適正利用に向けて、広く
・ ドローンを飛行させる場合には原則として国土交通大臣の許可が必要である
・ ドローン飛行の方法、遵守事項、法律により飛行させてはいけない場所がある

ことを周知するため、テロ対策兵庫パートナーシップ推進会議参画の皆様方にも御協力をいただき、添付ポスターデータを印字の上、**各事業所への掲示や傘下機関、団体等にも配布をお願いします。**

○ 令和2年以降、「オリンピック・パラリンピック競技大会」が全国で開催される他、**兵庫県**では、**2021年には「ワールドマスターズゲームズ2021関西」(5/14～5/30)、「神戸2021世界パラ陸上競技選手権大会」(9/17～9/26)**が開催され、これらの開催に伴う警備を予定しています。

○ これら**イベントの警備**には、**皆様の御協力が必要不可欠**ですので、不正・不法なドローンの利用抑制を始め、各種警備諸対策に御協力を頂きますよう、お願い申し上げます

大規模イベント成功の秘訣は官民連携のテロ対策！！

作成：兵庫県警察本部警備部警備課

